

保健師等修学資金貸付けのしおり

平成31年4月

千葉県健康福祉部医療整備課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部医療整備課

看護師確保推進室 電話 043-223-3900

1 制度の目的

この制度は、保健師・助産師・看護師又は准看護師の養成施設（学校・養成所）に在学する方で、将来千葉県内において保健師等の業務に従事しようとする方に対し、予算の範囲内で学資を貸し付けることにより修学を容易にし、県内における保健師等の確保及び質の向上に資することを目的としています。

※修学資金は貸付金です。返還免除要件を満たさない場合はすべて返還が必要となります。

条例・規則に定められた手続き（猶予申請や現況報告等）を怠った場合も返還免除要件の該当を確認できませんので、返還決定する場合があります。

貸付けの申請をする際には、制度の内容を十分にご検討ください。

2 制度の概要

		一般貸付け	
貸付月額		設置主体	
		独立行政法人又は 国立大学法人、地方公共団 体、地方独立行政法人	その他
	保健師修学資金 助産師修学資金 看護師修学資金	月額 16,000 円	月額 18,000 円
	准看護師修学資金	月額 7,500 円	月額 10,500 円
貸付対象	養成施設に在学中で、将来千葉県内で保健師等の業務に従事しようとする方 ※千葉県外の養成施設在学の方については、以下のいずれかに限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県内に在住している方 ・入学前の1年間千葉県内に在住していた方 ・千葉県内の高校又は大学等を卒業した方 ・千葉県内に2親等以内の親族が在住している方 ・千葉県内で1年以上准看護師の業務に従事していた方 		
貸付期間	貸付決定年度の4月から正規の修学期間を経過する月まで		
返還の免除	免許取得後、県内において引き続き5年間、保健師等の業務に従事したとき		
返 還	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの決定が取消されたとき ・養成施設卒業から1年以内に免許を取得できなかったとき ・免許取得後、直ちに県内で保健師等の業務に従事しなかったとき ・返還免除を受ける前に県内で保健師等の業務に従事しなくなったとき 等 （貸付けを受けた期間以上業務に従事した場合は、一部金額免除あり）		

※特別貸付け（大学院修学資金を含む）については、平成19年度から貸付けを休止しています。

3 貸付けの申請

※ 申請に際しては、連帯保証人として成年者で独立の生計を営む方2名が必要です。申請者が未成年者の場合、1名は法定代理人（親権者等。未成年後見人である法人を含む）としなければなりません。

<申請方法>

県内養成施設の方

養成施設を通して募集を行います。申請書類は養成施設を通して提出してください。

お問い合わせは各養成施設の担当者へお願いします。

県外養成施設の方

提出期間（ホームページに掲載します）内に、医療整備課へ直接郵送してください（送付先・お問い合わせ先は表紙に記載しています）。

<申請書類>

(1) 修学資金貸付申請書（第1号様式）

※修学資金振込口座申請書および通帳のコピーを添付してください。

(2) 推薦書（第2号様式）…養成施設の長の推薦書

(3) 保証書（第3号様式）…連帯保証人2名の実印を押印してください。

※印鑑証明書を添付してください。

(4) 誓約書（第4号様式）

県外養成施設の方は、以下の書類も提出してください。

(5) 貸付対象（県内在住等）に該当することを証明する書類

例：住民票の写し、卒業証明書など

(6) 作文…テーマ・字数等については、ホームページによりお知らせします。

4 貸付けの方法

毎月、申請口座へ貸付金を振込みます（各年度の初回は、数か月分を一括で振込むことがあります）。休学中等の期間については貸付けを停止します。

5 在学中における諸手続き

借受人は、次表のとおり報告や届出をしなければなりません。手続きを怠った場合には、修学資金の貸付けを一時保留されることがあります。

	事由	提出書類
1	在学中の毎年3月末	・学業成績表 ・健康診断書

2	貸付けを辞退したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（第 6 号様式） ・ 修学資金返還届（第 8 号様式）又は修学資金返還猶予申請書（第 10 号様式）（※在学中は猶予可能） ・ 修学資金借用証書（第 12 号様式）（※連帯保証人 2 名は実印を使用し、印鑑証明書を添付。）
3	退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（第 6 号様式） ・ 修学資金返還届（第 8 号様式） ・ 修学資金借用証書（第 12 号様式）（※連帯保証人 2 名は実印を使用し、印鑑証明書を添付。）
4	休学・長期欠席したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（第 6 号様式）
5	停学となったとき	
6	「4」「5」から復学したとき	
7	氏名又は住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名（住所）変更届（第 15 号様式）
8	連帯保証人を変更したとき 又は連帯保証人の住所に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連帯保証人変更届（第 5 号様式） ※実印を使用し、新連帯保証人の印鑑証明書を添付

<提出方法>

県内養成施設の方：養成施設を通して提出してください。

県外養成施設の方：医療整備課へ郵送してください。

6 卒業時における諸手続き

	事由	提出書類
1	卒業したとき（貸付けが終了したとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金借用証書（第 12 号様式）（※連帯保証人 2 名は実印を使用し、印鑑証明書を添付。）
2	免許取得後県内就業したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金返還猶予申請書（第 10 号様式） ※免許証又は登録済証明書の写しを添付
3	免許取得後進学（看護関係のみ）したとき	
4	免許を取得できなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金返還届（第 8 号様式）
5	県内に就業しなかったとき	

6	看護業務に就けなかつたとき	
7	氏名又は住所を更変したとき	・氏名（住所）更変届（第15号様式）
8	連帯保証人を更変したとき又は連帯保証人の住所に更変があつたとき	・連帯保証人更変届（第5号様式） ※実印を使用し、新連帯保証人の印鑑証明書を添付

<提出方法>

県内養成施設の方：養成施設を通して提出してください。

県外養成施設の方：医療整備課へ郵送してください。

返還の猶予について

本来、修学資金は貸付けの終了と同時に返還義務が生じるものですが、一定の要件に該当する場合は、申請をすることでその期間中返還が猶予されることがあります。

7 業務従事中の諸手続き

	事由	提出書類
1	毎年3月末現在（返還免除になるまで）	・現況報告書（第14号様式）
2	1か月以上の休暇（療養・産前産後・育児等）を取得するとき	・修学資金返還猶予申請書（第10号様式） ※証拠となる書類（診断書、出産証明書、在職期間証明書等）を添付
3	災害、病気その他著しく困難な状況が発生したとき	※復職されたときは、残りの要就業期間について返還猶予申請書を提出してください。
4	就業先を更変したとき	・就業更変届（第13号様式） ※前就業先の在職期間証明書を添付
5	返還免除になる前に退職し、直ちに県内で再就業しないとき	・修学資金返還届（第8号様式）
6	氏名又は住所を更変したとき	・氏名（住所）更変届（第15号様式）
7	連帯保証人を更変したとき又は連帯保証人の住所に更変があつたとき	・連帯保証人更変届（第5号様式） ※実印を使用し、新連帯保証人の印鑑証明書を添付

8	本人が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・借受人死亡届（第7号様式） ※死亡診断書又は除籍謄本を添付 ・修学資金返還届（第8号様式）又は修学資金返還免除申請書（第9号様式） ※死亡事由により扱いが異なります。
---	-----------	---

<提出方法>

医療整備課へ郵送してください。

8 返還の免除

次のいずれかに該当するときは、申請をすることで返還の債務が免除されます。

申請をしない場合、要件を満たさない場合は返還となることがありますのでご注意ください。

	事由（一般貸付けの場合）	提出書類
1	養成施設を卒業後1年以内に免許を取得し、県内において引き続き5年間（業務に従事していない期間を除く。）保健師等の業務に従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・修学資金返還免除申請書（第9号様式） ※在職期間証明書（全就業施設分）を添付（ただし、現況報告書等で全在職期間を報告済みの場合は添付不要）
2	業務従事期間中に業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・修学資金返還免除申請書（第9号様式） ※事由を証明する書類を添付

<提出方法>

医療整備課へ郵送してください。

※ 業務従事期間は免許取得月（免許証登録の月）から起算します（就職した月ではありません）。

※ 休暇期間は業務従事期間に含みません。また、非常勤勤務（パート等）の期間は（原則として）含みません。

9 返還

次のいずれかに該当するときは、修学資金を返還しなければなりません。返還方法は、月賦・半年賦の均等払い（貸付けを受けた期間と同期間以内）又は一括払いとなります。

	事由（一般貸付けの場合）	提出書類
1	貸付決定が取り消されたとき	・修学資金返還届（第8号様式） ※一部免除に該当する場合は 在職期間証明書を添付
2	養成施設卒業後1年以内に免許を取得しなかったとき ※国家試験は年1回なので不合格の場合は返還となります。	
3	免許取得後直ちに県内就業しなかったとき	
4	返還免除を受ける前に県内で業務に従事しなくなったとき	
5	返還免除を受ける前に業務以外の事由により死亡したとき	

<提出方法>

医療整備課へ郵送してください。

※ 業務従事期間が5年未満で、貸付けを受けた期間以上業務に従事した場合は、一部金額が免除されます。

この場合の返還金額は、次のとおりです。

$$\text{返還金額} = \text{貸付額} - \text{貸付額} \times \frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{貸付けを受けた月数} \times 5 / 2}$$

（返還金額の1円未満の端数は切捨てとする。）

（貸付けを受けた月数が24か月に満たないときは24か月とする。）

10 延滞利子

借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。

ただし、その計算をして得た額が100円未満の場合は、この限りではありません。

11 ホームページ

制度の内容や提出書類の様式等は千葉県ホームページにも掲載しています。

「千葉県保健師等修学資金」で検索してください。